五所川原市教育委員会文化顕彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民及び市出身者並びに市に所在する団体で、文化の振興に貢献したもの及び文化活動に優秀な成績を収めたものを顕彰することを目的とする。

(顕彰の種類)

第2条 顕彰の種類は、文化功労賞、文化奨励賞とする。

(顕彰の範囲)

- 第3条 顕彰は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体について行う。ただし、文 化奨励賞の団体における構成員については、市民のみを対象とし、文化功労賞の団体に おける構成員については、対象としない。
 - (1) 永年にわたり本市に多大な文化の発展、向上に貢献のあった個人又は団体
 - (2) 青森県大会で最高賞、東北大会又は全国大会で優秀な成績を収めた個人又は団体
 - (3)前2号に掲げる個人又は団体のほか、教育委員会が特に顕彰することが適当と認めたもの

(顕彰の分野)

第4条 文化功労賞、文化奨励賞の顕彰の分野は、文学、美術、音楽、演劇、映画、舞踏、 茶道、華道、書道、写真、作文、短歌、俳句、川柳、合唱、将棋、囲碁、かるた、その 他文化・芸術活動に関するものとする。

(顕彰の基準)

- 第5条 前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に開催された大会を対象 とする。
- 2 前項に規定する大会とは、著名な機関又は団体の主催する芸術及び学術等の文化的大会、展覧会等とし、名目上の県大会、東北大会、全国大会ではなく、実質的な大会でなくてはならない。
- 3 前2項のほか、顕彰の基準は、別表のとおりとする。

(決定の方法)

第6条 顕彰を受ける個人又は団体の決定は、教育委員会が行う。

(顕彰の方法)

- 第7条 顕彰は、賞状を贈って行う。
- 2 顕彰を受けた個人又は団体の実績は、市の広報で公表する。

(顕彰の期日)

第8条 顕彰は、2月中又は教育委員会が適当と認めた日に行う。

(顕彰の取消し)

第9条 受賞者に受賞者としてふさわしくない行為があった場合、教育委員会は顕彰を取り消すことができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成22年10月28日から施行する。

平成23年10月19日一部改正

平成25年10月16日一部改正

平成26年10月15日一部改正